

# 芽室町耐震改修促進計画

平成 31 年 3 月  
芽室町



## 目 次

第1章 はじめに	1
1 計画の目的	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	1
4 策定体制	2
5 芽室町の概要	3
(1) 位置	3
(2) 気候	3
(3) 地形	4
(4) 災害履歴	5
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	7
1 想定される地震及び被害状況調査	7
(1) 想定地震	7
(2) 地震動評価	9
(3) 建物被害評価	14
2 耐震化対策の現状の把握	16
(1) 住宅の耐震化の現状	16
(2) 多数の者が利用するの耐震化の現状	18
(3) 避難施設の耐震化の現況	22
(4) 町が所有する公共建築物の耐震化の状況	24
3 平成38(2026)年度を目処とした耐震化の目標設定	25
4 耐震化に向けた取組方針	26
(1) 多数利用建築物における必要耐震改修数	26
第3章 耐震化に向けた施策	27
1 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	27
(1) 住宅耐震診断・改修を図るための支援	27
(2) 民間所有多数利用建築物の耐震化を図るための支援	30
(3) 総合的な建築物の安全対策の推進	30
(4) 町所有建築物の計画的な耐震化の促進	30
(5) 熊本地震・北海道胆振東部を踏まえた対応	31
(6) 地震時に通行を確保すべき道路の指定	31
2 啓発及び知識の普及に関する事項	34
(1) 地震防災マップの作成、公表	34
(2) 相談体制及び情報提供の充実	35
(3) 消費者向けパンフレット等の作成・配布	35
3 所管行政庁との連携	36
(1) 耐震改修促進法に基づく指導等	36
(2) 建築基準法に基づく勧告または命令	37
(3) 所管行政庁との連携	37

# 第1章 はじめに

## 1 計画の目的

芽室町では、平成 21（2009）年度に平成 22（2010）年度～27（2015）年度までを計画期間とする「芽室町耐震改修促進計画」を策定し、また、平成 28（2016）年度には本計画の見直しを行い住宅・建築物の耐震化促進に向けた取組みを行ってきました。

そのようななか、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災をはじめとした大地震が全国各地で発生し、平成 30（2018）年 9 月に発生した北海道胆振東部地震においては震度 7 を観測し、住宅や建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化しています。

国では、平成 25（2013）年 11 月に耐震改修促進法を改正して地震に対する安全性の向上を一層促進することとしています。北海道においても平成 28（2016）年 5 月に北海道耐震改修促進計画を見直し、市町村においては耐震改修促進計画の改定に努めることとしています。

「芽室町耐震改修促進計画」は計画期間が平成 30（2018）年度までであることから、住宅・建築物の耐震化の検証を行うとともに、耐震化促進のための啓発を行い、地震による建築物の倒壊被害から町民の生命及び財産に対する被害を未然に防止するため、耐震性の更なる向上を図ることを目的として計画の見直しを行います。

## 2 計画期間

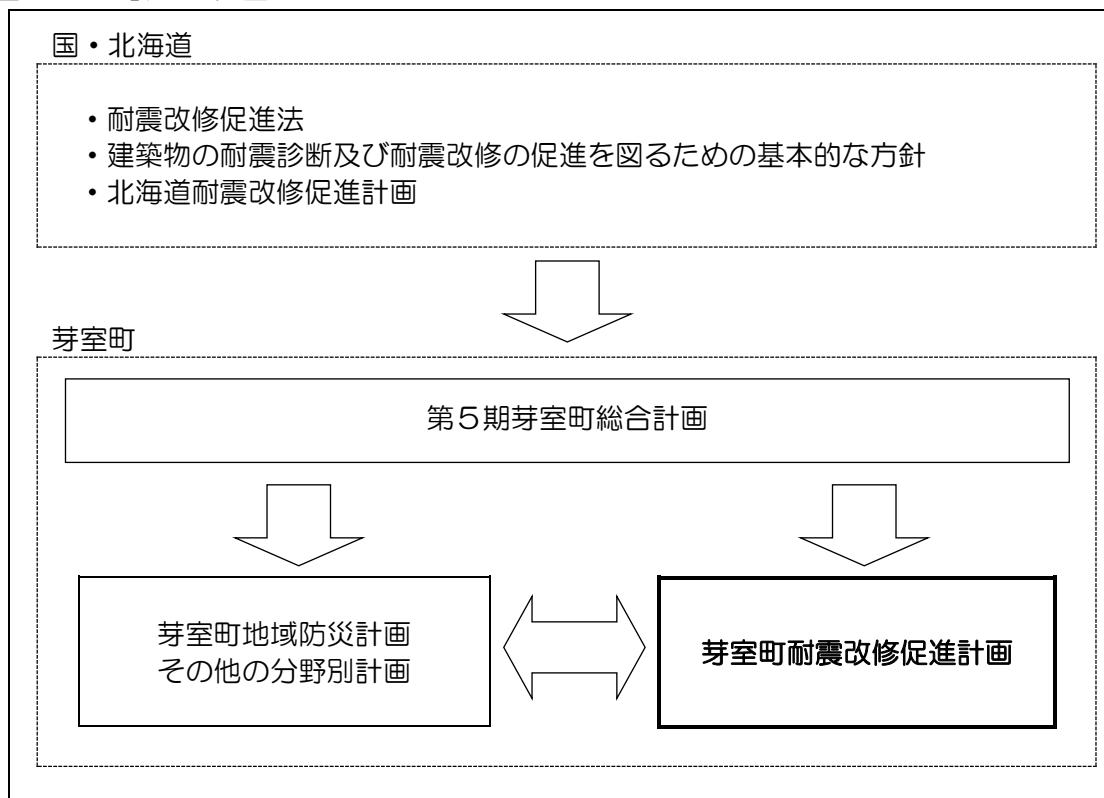
計画期間は第5期芽室町総合計画に合わせて、平成 31（2019）年度から平成 38（2026）年度までとします。なお、国・北海道の計画期間が平成 32（2020）年度までのため、国・北海道の計画の見直しを踏まえて適宜本計画の見直しを行います。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、「耐震改修促進法」のほか「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」や「北海道耐震改修促進計画」を受けて策定します。

本計画の策定にあたっては、上位計画、関連計画、その他分野別計画との整合性を図ります。

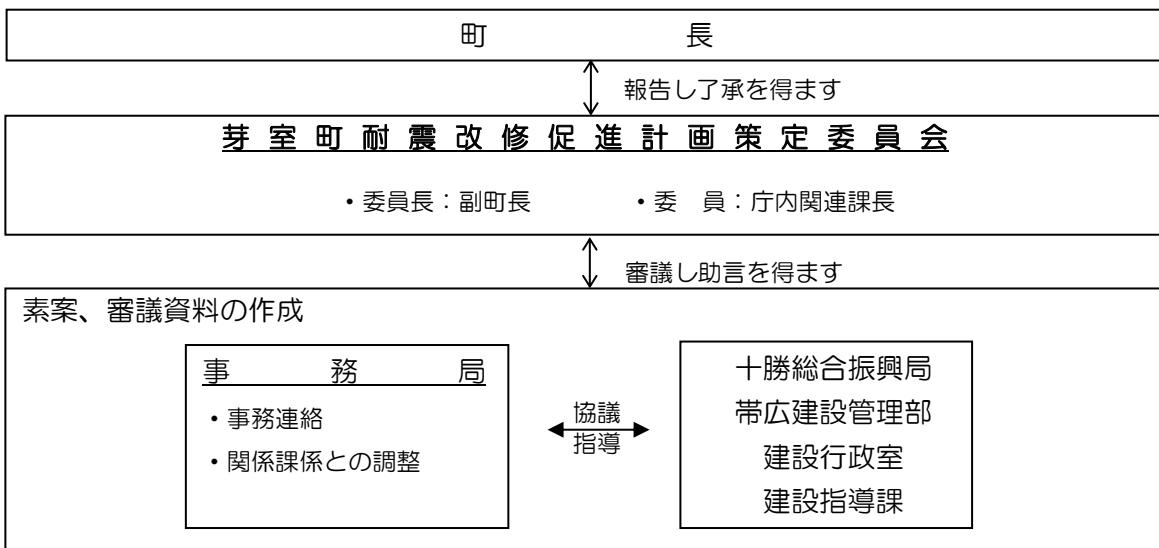
図 1-1 計画の位置づけ



#### 4 策定体制

計画の策定にあたっては、庁内関連課長で構成する委員会で審議し策定します。  
事務局は建設都市整備課及び総務課とします。

図 1-2 策定体制



## 5 芽室町の概要

### (1) 位置

芽室町は十勝管内のほぼ中央に位置しており、面積は513.76km<sup>2</sup>を有しています。南北に35.4km、東西に22.6kmの広がりがあり、東南部は帯広市、西北部は清水町・音更町・鹿追町に隣接しています。



図 1-3 芽室町の位置

### (2) 気候

芽室町は、年間を通して道内では有数の日照時間に恵まれており、降水量の少ない大陸性気候が特徴となっています。

また、寒暖の差が大きいのも特徴で、夏が比較的高温であるのに対し、冬は大陸性寒冷高気圧により厳しい寒気が続きます。しかし、日高山脈で雪雲が遮られることから、降雪量は比較的少なくなっています。

表 1-1 年次別気象概要（観測地：芽室）

	年降水量 (mm)	気温			最深積雪 (cm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
		平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)			
平成 25 年	853.0	6.2	32.9	-27.6	78.0	1.8	1,895.5
平成 26 年	896.5	6.6	36.3	-25.5	54.0	1.9	2,137.6
平成 27 年	828.5	7.0	35.3	-26.6	77.0	1.9	2,115.0
平成 28 年	1,264.5	6.3	32.3	-24.8	111.0	2.0	2,013.7
平成 29 年	886.5	6.2	35.8	-29.3	75.0	1.9	2,115.7
平均	945.8	6.5	34.5	-26.8	79.0	1.9	2,055.5

注) 最深積雪とは、午前 0 時から午後 12 時までの 1 時間ごと（計 24 回）の最深積雪の値。

資料：気象庁ホームページ

### (3) 地形

芽室町の都市計画区域内における地形は、火山灰のロームに覆われた下位・中位・上位の台地が大半を占めています。また、十勝川・美生川・芽室川沿いは、扇状地性低地で形成されています。

また、その表層地質は、ローム台地がロームと砂岩、扇状地性低地近辺が砂・礫・粘土となっています。

土壤は、大半が黒っぽく土壤であり、河川沿岸が砂礫となっています。また、十勝川と美生川の合流地点は、低位泥炭土壤となっています。

図 1-4 地形分類図（都市計画区域内）

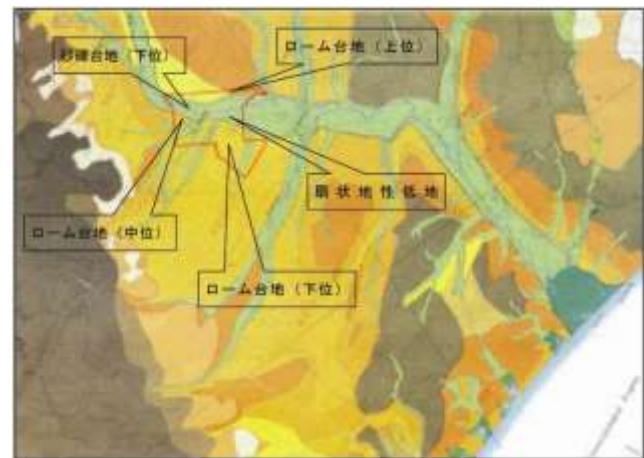


図 1-5 表層地質図（都市計画区域内）

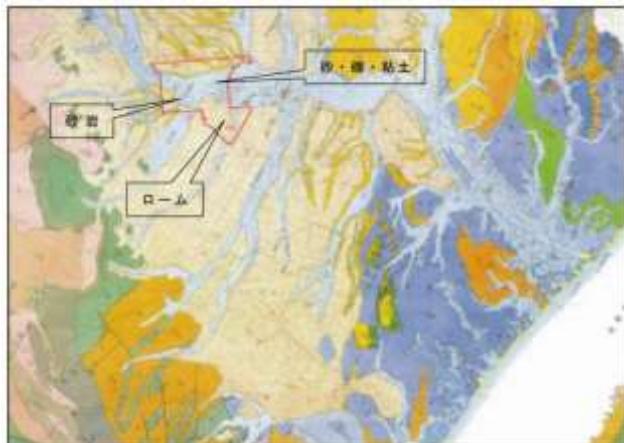
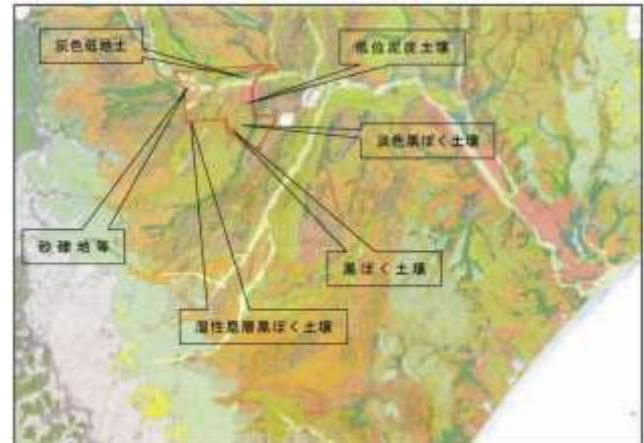


図 1-6 土壤図（都市計画区域内）



資料：芽室町

#### (4) 災害履歴

表 1-2 芽室町の災害履歴（昭和 27 年以降）

年月日	種類	被 告 状 況
昭和 27 年 3 月 4 日	地震（十勝沖地震）	住家被害 43 棟、非住家被害 35 棟 暗渠排水 200ha、明渠排水 20 か所 橋梁墜落 2 か所、被害額 35,343 千円
昭和 29 年 5 月 10 日	メイ・ストーム（防風）	傷者 5 人、住家被害 968 棟 非住家被害 438 棟、農業被害面積 780ha、倒木 1,500 石 被害額 229,183 千円
昭和 29 年 9 月 26 日～27 日	台風（洞爺丸台風）	住家被害 343 戸、農業被害面積 1,185ha、学校建物 10 坪、その他建物 383 坪、町有林 1,300 石、民有林 1,500 石 被害額 68,813 千円
昭和 30 年 7 月 3 日～4 日	豪雨	床上浸水 2 戸、床下浸水 22 戸 農作物冠水 250ha、農作物流出 21ha 道路欠漬 520m、橋梁流失 6 基 河川欠漬 15 か所 (2,280m) 被害額 66,785 千円
昭和 30 年 9 月 6 日～8 日	豪雨	床上浸水 12 戸、床下浸水 80 戸 畑冠水流失 1,105ha、道路欠漬 1 か所 橋梁流失 5 基、河川欠漬 12 か所 被害額 48,530 千円
昭和 37 年 4 月 23 日	地震（十勝沖）	帯広市、広尾町：震度 5
昭和 37 年 8 月 4 日～6 日	豪雨（台風 9 号）	住宅半壊 1 戸、床上浸水 4 戸、床下浸水 37 戸 田冠水 18ha、畑流失 50ha 畑冠水 3,199ha、河川欠漬 12 か所 橋梁欠漬 33 基、道路欠漬 7 か所 (660m) 被害額 188,381 千円
昭和 39 年 3 月 22 日	火災	全焼家屋 87 戸 89 世帯 403 名 非住家全焼 55 戸、重傷 1 名、軽傷 2 名 被害額 430,780 千円
昭和 43 年 5 月 16 日	地震（青森県東方沖地震）	
昭和 47 年 9 月 17 日	豪雨（台風 20 号） (災害対策本部設置)	床上浸水 41 戸、床下浸水 87 戸 畑冠水・流失 2,517ha 河川欠漬 24 か所、道路欠漬 42 か所 橋梁欠漬 17 か所 被害額 577,913 千円
昭和 50 年 3 月 22 日～23 日	豪雪	紡績工場屋根落ち、機械、原料、製品等に 被害 450,000 千円、養鶏孵化場、鶏舎 6 棟、132 坪、 ヒナ鶏 16,000 羽、親鶏 25,000 羽、計 53,000 千円 ビニールハウス 255 棟、15,300 千円 被害額 518,600 千円
昭和 50 年 7 月 17 日	豪雨	床下浸水 5 戸、道路欠漬 14 か所 畑冠水・流失 150ha 被害額 24,950 千円
昭和 50 年 8 月 19 日～23 日	豪雨	農作物倒伏 1,840ha、道路欠漬 54 か所 橋梁欠漬 9 か所 被害額 72,149 千円
昭和 54 年 10 月 19 日	豪雨（台風 20 号）	道路欠漬 5 か所、農業用水路欠漬 403m 被害額 1,924 千円

年月日	種類	被害状況
昭和56年8月5日	豪雨(台風12号)	床下浸水10戸、道路欠漬9か所 畠冠水・流失等5,304ha、橋梁決壊1か所 被害総額 1,979,444千円
昭和56年8月23日	豪雨(台風15号)	住宅一部破損4戸 畠冠水・流失等5,304ha 畜農施設破損126棟 被害総額 508,199千円
昭和57年3月21日	地震(浦河沖地震)	
昭和57年10月5日	豪雨(台風13号)	農業用排水路欠漬1,057m 被害総額 9,673千円
昭和60年9月1日	豪雨(台風13号)	
昭和63年10月28日 ~31日	大雨	
平成5年1月15日	地震(釧路沖地震)	負傷者8人 被害総額 83,242千円
平成5年	冷害(台風13号)	
平成6年10月4日	地震(北海道東方沖地震)	
平成9年8月9日~ 10日	集中豪雨	
平成10年9月16日	豪雨(台風5号)	
平成13年10月1日 ~2日	豪雨(秋雨前線・ 台風15号)	道路の主な被災13か所、河川の主な被災14か所、 その他被災3か所(畠かん施設漏水、暗渠流末洗掘、町 営牧場法面崩壊)
平成14年10月1日 ~2日	豪雨(台風21号)	
平成15年8月7日~ 19日	豪雨(台風10号)	河川護岸決壊1か所、道路路肩・路面等決壊及び崩壊 22か所、明渠・排水路土砂堆積、法面・護岸決壊15 か所他 被害総額 60,876千円
平成15年9月26日	地震(十勝沖) 芽室町:震度5 (災害対策本部設置後に解除)	軽傷2名、非住家被害・全壊1件、土木被害・道路 2件他 被害総額 6,874千円
平成20年9月11日	地震(十勝沖)	
平成22年8月11日 ~12日	台風4号(大雨)	道路路肩、路面等決壊・崩壊8か所 明渠排水路等被害5か所 被害総額 26,009千円
平成23年9月5日~ 6日	台風12号(大雨) (災害対策本部設置)	道路路肩、路面等決壊・崩壊15か所 明渠排水路等被害3か所、芽室川築堤決壊 被害総額 130,695千円
平成28年8月30日 ~31日	台風10号(大雨) (災害対策本部設置)	道路路肩、路面等決壊20か所、橋りょう 落橋3橋、 傾倒1橋、護岸流出3橋、農地108ha 明渠排水路被害15地区、畠地かんがい用水路被害8地区、 芽室川築堤決壊、美生川築堤一部欠損 被害総額 2,614,339千円
平成29年9月18日	台風18号(大雨)	道路路肩、路面等決壊、橋りょう被害 計30か所、農 地4.23ha、明渠排水路被害8地区 被害総額 267,034千円

資料:「地域防災計画」(平成30年8月)

## 第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震及び被害状況調査

#### (1) 想定地震

「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道地域防災計画（平成30年5月修正）」に基づき海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して30の地震を想定しています。

本計画では、「北海道地域防災計画（平成30年5月修正）」で想定された、「十勝平野断層帯主部」及び「十勝沖」と、中央防災会議で想定された「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定地震とします。

図 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の位置

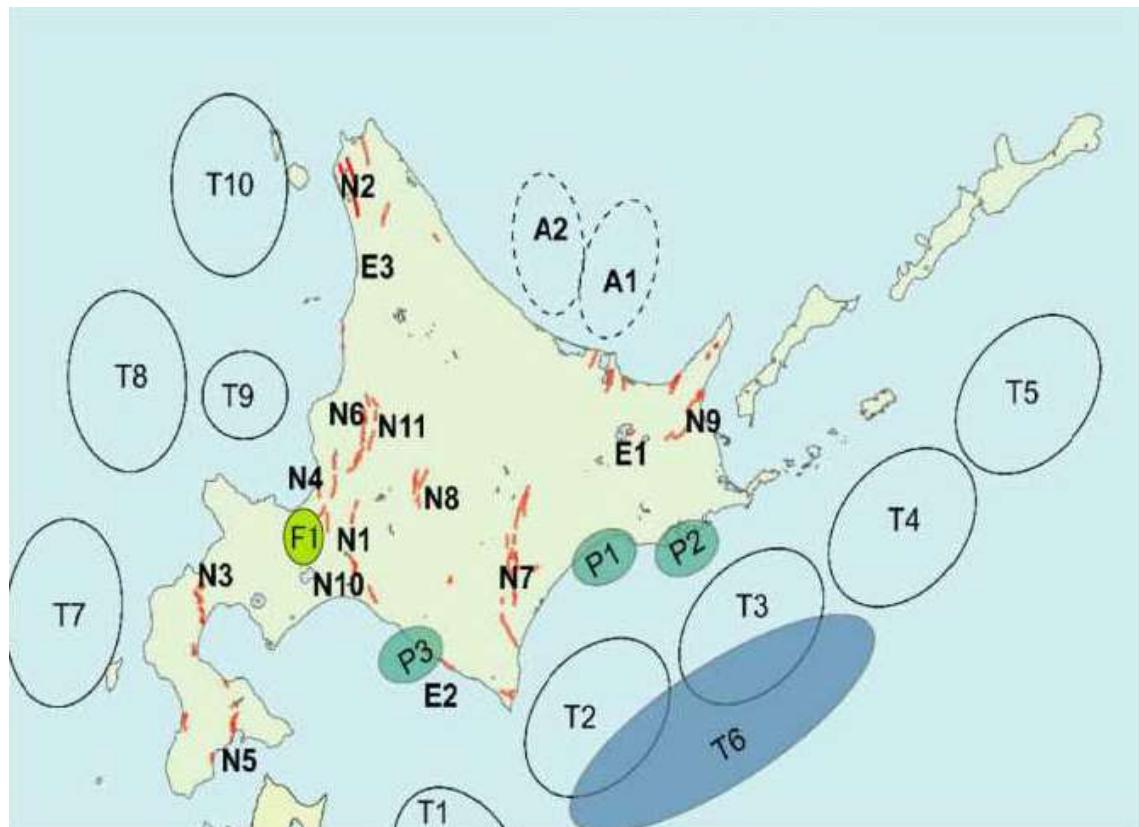


表 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の概要

地震	マグニチュード	地震発生率*		
		10年以内	30年以内	50年以内
<b>海溝型地震</b>				
千島海溝/日本海溝				
T1 三陸沖北部	8.0	ほぼ0~2%	2~20%	50~60%
T2 十勝沖	8.1	ほぼ0~0.008%	2~6%	30~40%
T3 根室沖	7.9	10%程度	50%程度	80~90%
T4 色丹沖	7.8	10~20%	60%程度	80~90%
T5 抻捉島沖	8.1	20%程度	60~70%	90%程度
T6 500年間隔地震	8.6			
<b>日本海東縁部</b>				
T7 北海道南西沖	7.8	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
T8 積丹半島沖	7.8			
T9 留萌沖	7.5			
T10 北海道北西沖	7.8	0.002~0.04%	0.006~0.1%	0.01~0.2%
<b>プレート内</b>				
P1 釧路直下	7.5			
P2 厚岸直下	7.2			
P3 日高西部	7.2			
<b>内陸型地震</b>				
<b>活断層帯</b>				
N1 石狩低地東縁主部 地震本部	7.9			
	7.5			
	7.2			
N2 サロベツ	7.6			
N3 黒松内低地	7.3			
N4 当別	7.0			
N5 函館平野西縁	7.0~7.5			
N6 増毛山地東縁	7.8			
N7 十勝平野 地震本部				
	8.0			
	7.2			
N8 富良野 地震本部				
	7.2			
	7.2			
N9 標津	7.7 以上			
N10 石狩低地東縁南部	7.7 以上			
N11 沼田-砂川付近	7.5			
<b>伏在断層</b>				
F1 札幌市直下	6.7~7.5			
<b>既往の内陸地震</b>				
E1 弟子屈地域	6.5			
E2 浦川周辺	7.1			
E3 道北地域	6.5			
オホーツク海				
A1 網走沖	7.8			
A2 紋別沖（紋別構造線）	7.9			

※北海道地域防災計画に記載があるもののみ

## (2) 地震動評価

「地震被害想定等調査結果報告書（十勝・釧路・根室）（平成 30 年 3 月 北海道）」によると、想定地震における十勝総合振興局管内の最大震度は以下のとおりです。十勝平野断層帯主部が震度階級で 7 となり最大となり、ついで十勝沖が震度階級で 6 強となります。

表 2-2 想定地震における十勝総合振興局管内の最大震度

想定地震		最大震度	震度階級
三陸沖北部	T1	5.6	6 弱
十勝沖	T2	6.4	6 強
根室沖・釧路沖	T3	5.5	6 弱
石狩低地東縁断層帯主部	N1	5.5	6 弱
十勝平野断層帯主部	N7	7.0	7
標津断層帯	N9	51-5.3	5 強

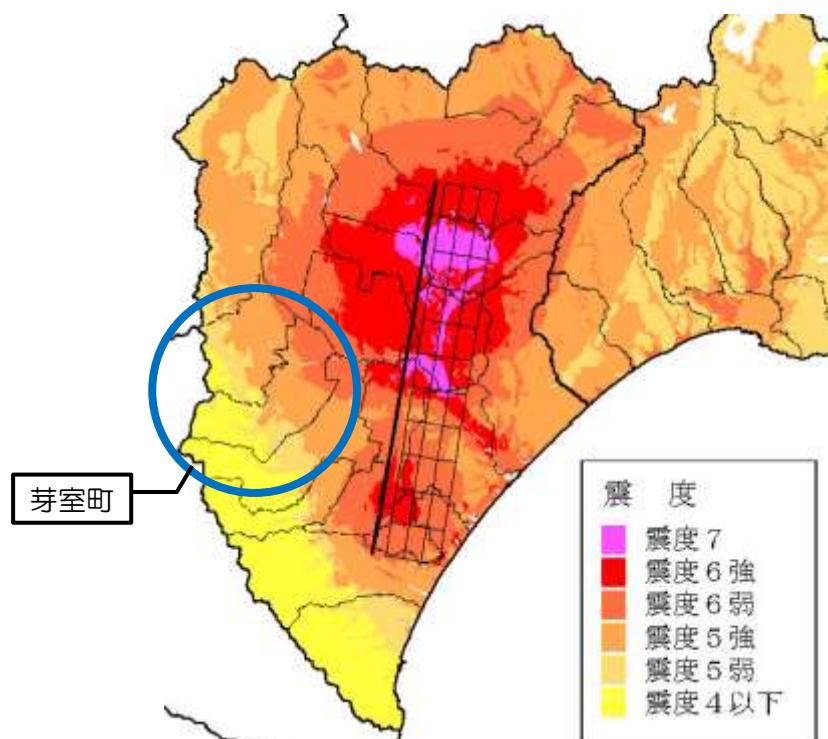
※想定地震の断層モデルが複数ある場合、最大震度・震度階級が複数となっている。

出典：平成 24 年度地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月 北海道）

（参考）気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5 強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6 弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6 強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上

図 2-2 十勝平野断層帯主部の震度分布（茅室町周辺拡大）



想定地震における芽室町内の平均震度・最大震度は次のとおりです。十勝平野断層帯主部の震度階級が平均震度5強、最大震度6強であり、十勝沖の震度階級が平均震度5強、最大震度6弱となります。これらの震度分布について、次ページ以降に示します。

表 2-3 想定地震における芽室町内の平均震度・最大震度

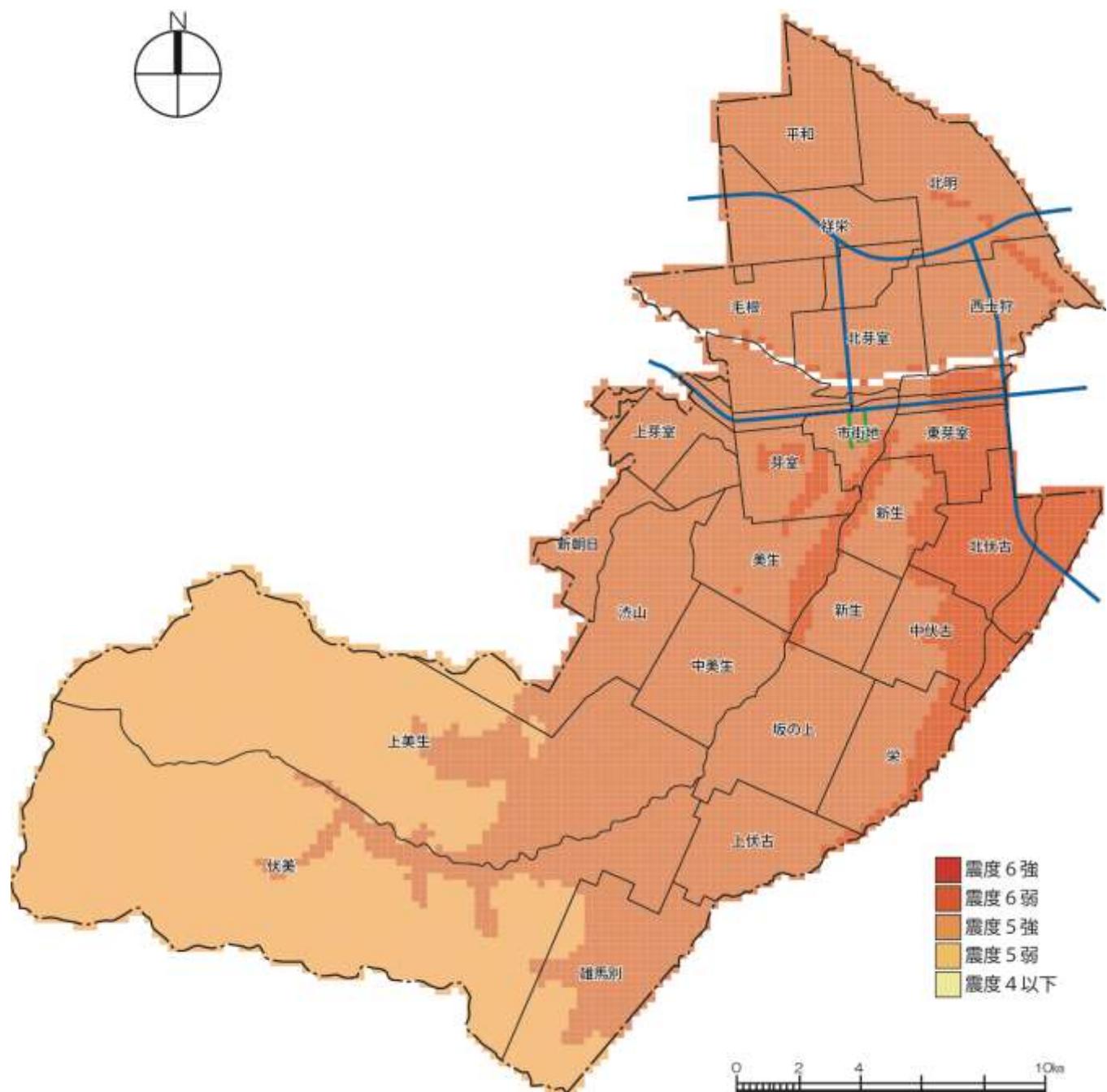
想定地震	断層モデル	平均震度 <sup>※1</sup>		最大震度 <sup>※2</sup>	
		震度階級	震度階級	震度階級	震度階級
三陸沖	T1	4.7	5弱	5.3	5強
十勝沖	T2	5.2	5強	5.8	6弱
根室沖	T3	4.5	4	5.2	5強
石狩低地主部 (北)	N1	深さ 7km30_1	4.5	4	5.1
十勝平野主部	N7	45_2	5.4	5強	6.1
		45_5	5.0	5強	6.1
		30_3	5.3	5強	6.1
標津	N9	45_5	4.1	4	4.9
		30_1	3.8	4	4.7

※1 町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

※2 町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

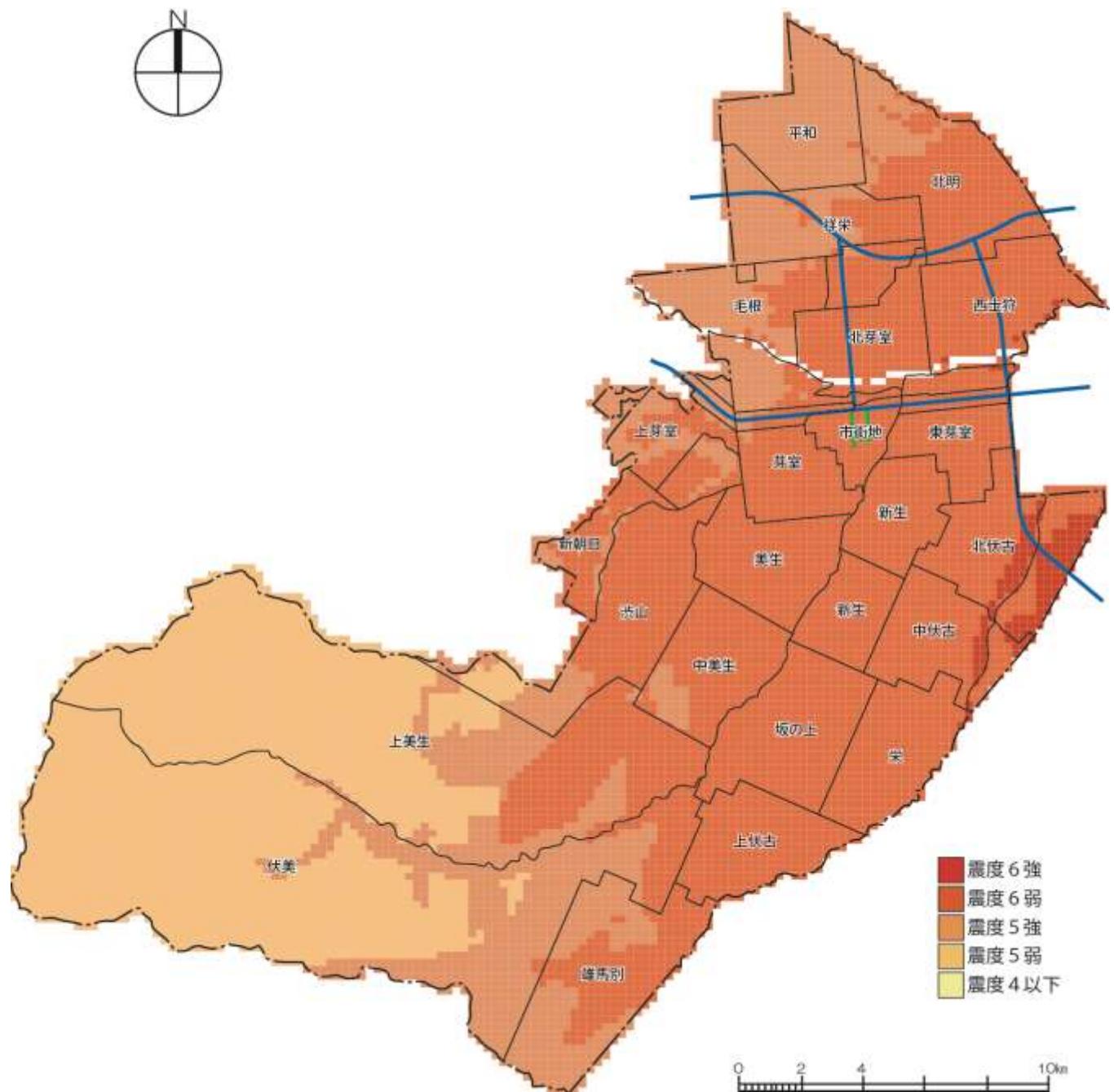
## ①十勝沖における震度分布

図 2-3 十勝沖（芽室町）



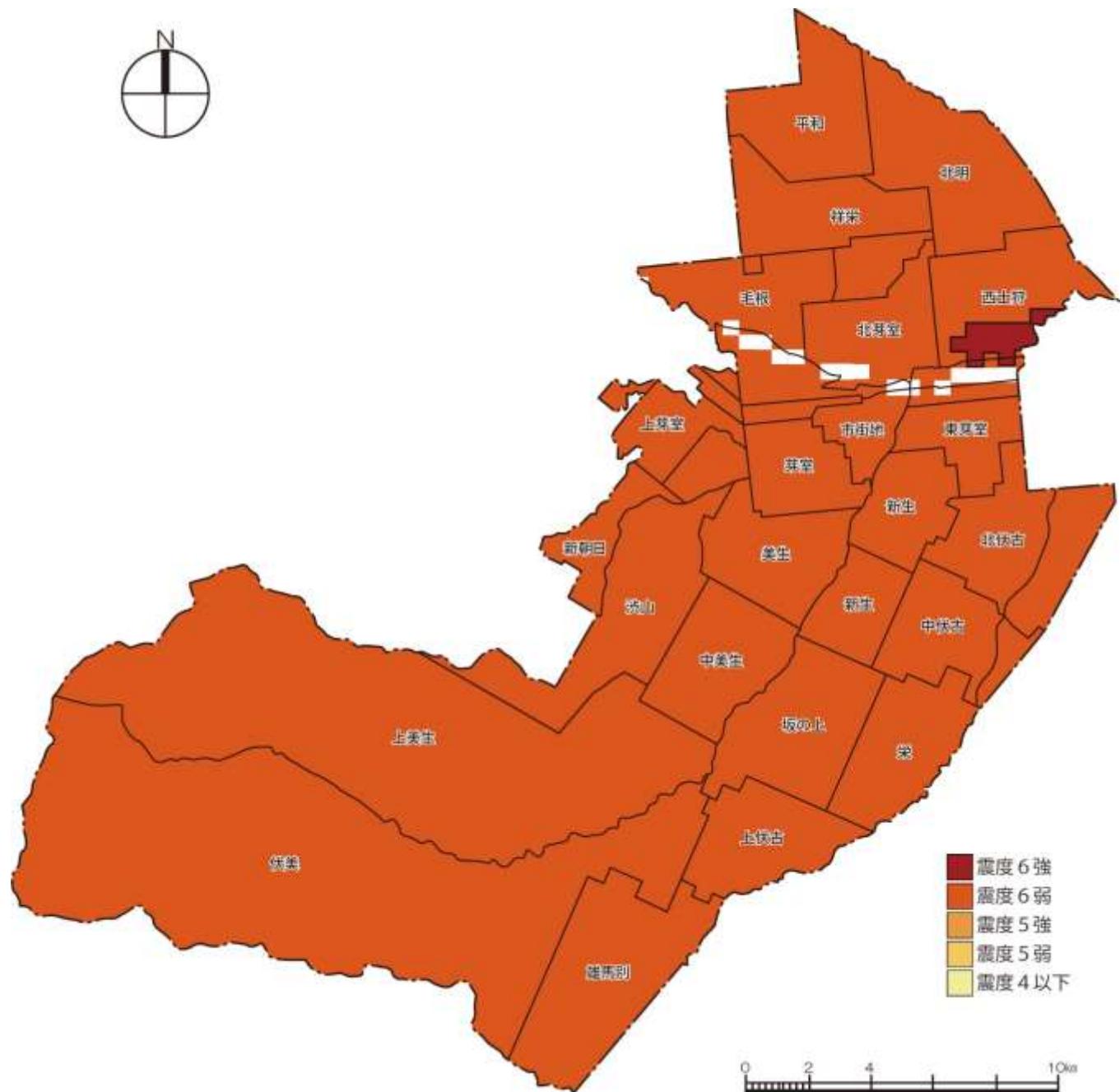
## ②十勝平野断層主部地震における震度分布

図 2-4 十勝平野断層主部による地震（芽室町）



### ③全国どこでも起こりうる直下の地震における震度分布

図 2-5 全国どこでも起こりうる直下の地震（茅室町）



※防災上の観点(全ての地域で何時地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要)から、全国どこでも起こりうる直下の地震として、全ての評価単位(500mメッシュ)の直下にマグニチュード6.9の地震を想定。平均震度5.8。

出典：芽室町耐震改修促進計画（平成 22 年 3 月）

### (3) 建物被害評価

#### ① 地震規模別にみた建物被害の想定

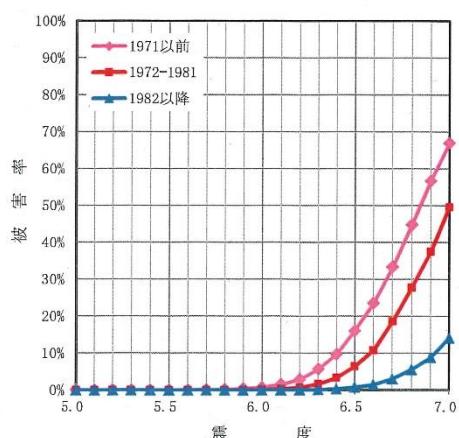
「平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年 2 月 北海道）」においては、地震の計測震度と構造別・建築年別の建物被害の想定を以下のとおりとしています。昭和 56 年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和 57 年以降（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、例えば木造建物で計測震度が 6.9（震度 7）の場合に、昭和 56 年以降（新耐震基準）は約 1 割が全壊、昭和 47～56 年以前の建物（旧耐震基準）は約 4 割が全壊すると想定しています。

参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の区分について（耐震基準について）

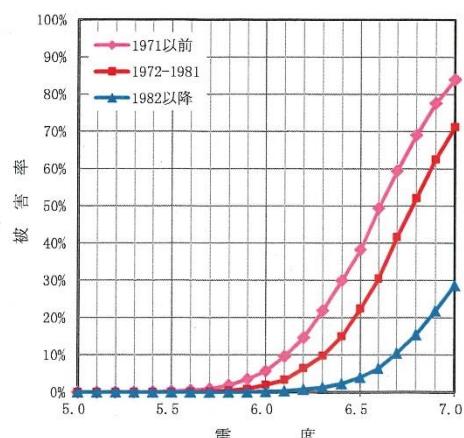
現在の耐震基準の原型は昭和 56 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

図 2-6 震度と構造別全半壊率との関係

【木造】

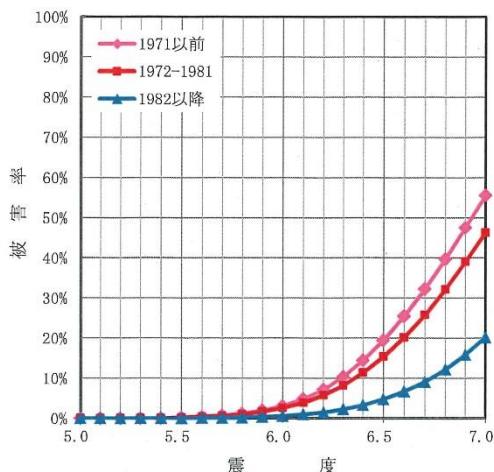


震度と木造全壊率との関係

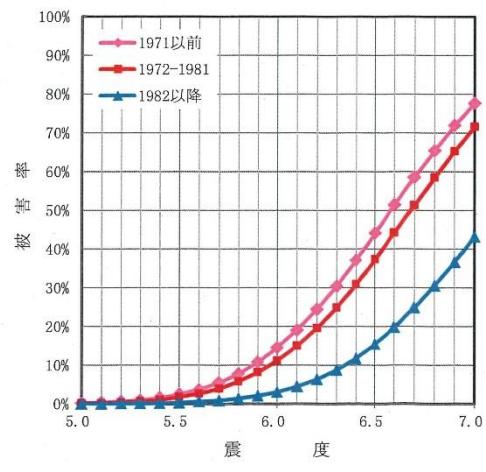


震度と木造全半壊率との関係

【非木造】



震度と非木造全壊率との関係



震度と非木造全半壊率との関係

## ②想定地震による十勝総合振興局内の被害の想定

「平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年 2 月 北海道）」によると、十勝総合振興局管内で想定地震において人的被害（死者数）が最大となる地震は十勝平野断層帯主部で死者 68 人、重軽傷者 1,390 人、また建物被害（揺れに起因）は全壊 3,336 棟、全半壊 11,224 棟です。

表 2-4 人的被害が最大となる地震に係る被害想定

想定地震	最大震度	人的被害		建物被害（揺れに起因）	
		死者数	重軽傷者数	全壊棟数	全半壊棟数
十勝平野断層帯主部 [N7]	7	68	1,390	3,336	11,224

出典 平成 28 年度地震被害想定調査結果（平成 30 年 2 月 北海道）

## ③芽室町災害に強いまちづくり計画による被害の想定

「芽室町災害に強いまちづくり計画（平成 28 年 3 月策定）」によると、「芽室町地域防災計画（地震防災計画編）」の想定地震において、震災難民数は市街地で 2,252 人、農村部で 979 人と算出されます。建物被害（全半壊棟数）については、市街地で 914 棟、農村部で 409 棟と算出されます。

表 2-5 被害想定

想定地震	最大震度	震災難民数		建物被害（全半壊棟数）	
		市街地	農村部	市街地	農村部
芽室町地域防災計画 による想定地震	6 弱	2,252	979	914	409

## 2 耐震化対策の現状の把握

### (1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状は、「北海道耐震改修促進計画」の考え方を基に推計します。

同計画では、昭和 57 年以降に建設された住宅は耐震性を有しているものとし、さらに昭和 56 年以前の建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震化率を推計しています。

住宅・土地統計調査から、芽室町では居住世帯のある住宅総数は 7,250 戸、そのうち、昭和 57 年以降建設が 6,353 戸、昭和 56 年以前建設が 897 戸と推計されます。

昭和 56 年以前建設の 897 戸のうち、耐震性を有する住宅割合を 36.9%<sup>※</sup>と想定すると耐震性を有する住宅数は 331 戸となります。その結果、耐震性を有する住宅は 6,684 戸 (6,353 戸+331 戸) で 92%、耐震性が不十分なものは 566 戸で 8% と推計されます。

平成 28 (2016) 年度に見直しされた本計画では、平成 30 (2018) 年度までに住宅の耐震化率を 95% とすることを目標としていました。平成 25 年 (前回見直し時) の耐震化率は 86% から平成 30 (2018) 年までに 6 ポイント上昇し、耐震化が進んでいます。

表 2-6 町内住宅（居住世帯あり）の耐震化現状推計（平成 30 (2018) 年）

総数	7,250	7,250	100.0%	
S57 以降(a)	6,353			
S56 以前	897	耐震性有り (b) 36.9%	331	6,684 92% 耐震性 有り(a+b)
		耐震性無し (c) 63.1%	566	566 8% 耐震性 無し(c)

※ 耐震性の有無の割合は前回計画と同様

図 2-7 住宅の耐震化の状況

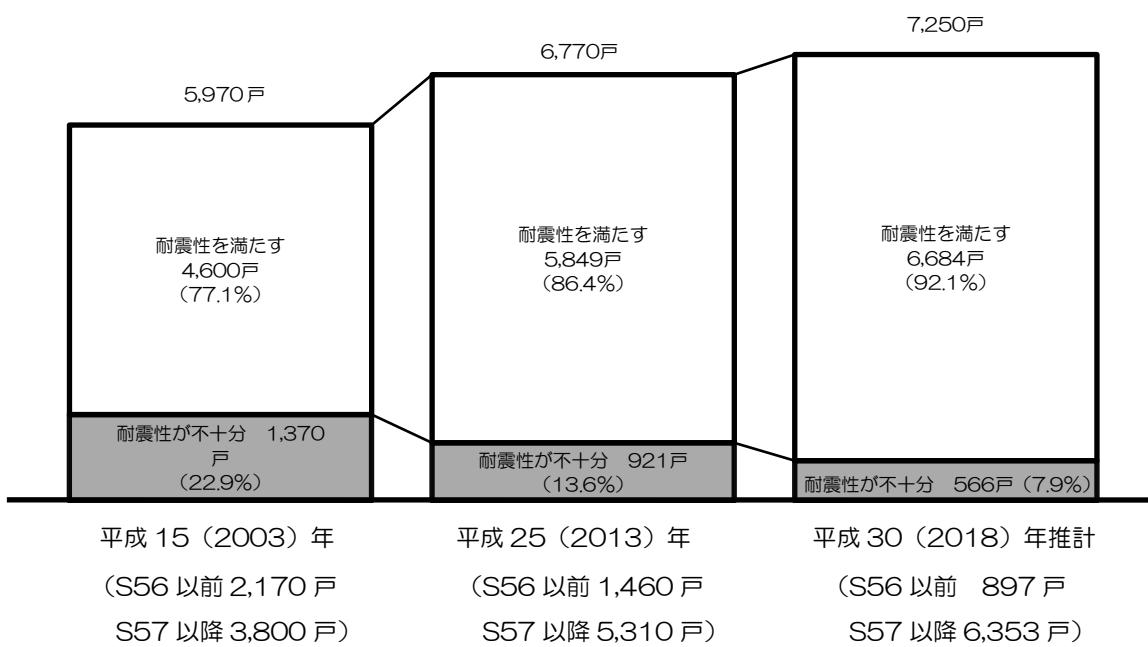


表 2-7 町内住宅（居住世帯あり）の年度別戸数

年度	平成 15（2003）年	平成 25（2013）年	平成 30（2018）年 (推計)
総数	5,970	6,770	7,250
S57 以降	3,800	5,310	6,353
S56 以前	2,170	1,460	897

資料：平成 15 年、25 年住宅・土地統計調査

※ 住宅・土地統計調査の結果から、住宅総数は毎年 80 戸増加し、昭和 56 年以前の住宅は毎年 71 戸減少しています。減少する住宅がすべて耐震性が不十分な住宅と仮定し、昭和 56 年以前の住宅戸数と昭和 57 以降の住宅戸数を算定します。

図 2-8 町内住宅（居住世帯あり）の耐震化現状推計（平成 30 年）

住宅総数 7,250戸 (100%)	昭和57年以降 6,353戸 (87.6%)	前回計画と同様に推計	
		耐震診断で耐震性有り 36.9%	耐震性を満たす 6,684戸 (92.1%)
昭和56年以前 897戸 (12.4%)		耐震診断で耐震性無し 63.1%	耐震性が不十分 566戸 (7.9%)
住宅・土地統計調査結果による推計		H30推計	

#### 参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の区分について（新耐震基準について）

地震に耐えられる建物をどのように建てるのかは、法律などで定められ、それらをまとめて「耐震基準」と呼んでいます。現在の耐震基準は 1981 年（昭和 56 年）にできたもので、それまでのものと区別するために「新耐震基準」と呼ばれ、現在はすべての建物がこの基準に沿って建てられています。

「新耐震基準」の目的は、強い地震（震度 6 強～7）の際に建物の倒壊を防ぎ、中にいる人の安全を確保できるようにすることです。この基準を満たしていれば、阪神大震災級の地震でも、建物そのものは倒壊することはありません。ただし、建物は大丈夫でも、揺れの大きさによっては、家具などの倒壊による生命の危険が考えられます。

本計画では、この「新耐震基準」に沿って建てられた昭和 57 年以降の建築物は、耐震性を有するものとし、昭和 56 年以前と 57 年以降を区分しています。

## (2) 多数の者が利用するの耐震化の現状

### ①特定建築物の範囲

特定建築物は、耐震改修促進法第14条の第1号から3号までに以下のように分類されています。

該当	区分	内容
1号	多数の者が利用する建築物 (以下、多数利用建築物)	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (以下、危険物貯蔵等建築物)	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3号	地震時に通行を確保すべき沿道建築物 (以下、避難路沿道建築物)	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

表 2-8 耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数利用建築物となる要件

用途	多数利用建築物（法第14条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校
	上記以外の学校
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会所、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
事務所	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	

表 2-9 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する危険物貯蔵等建築物の要件

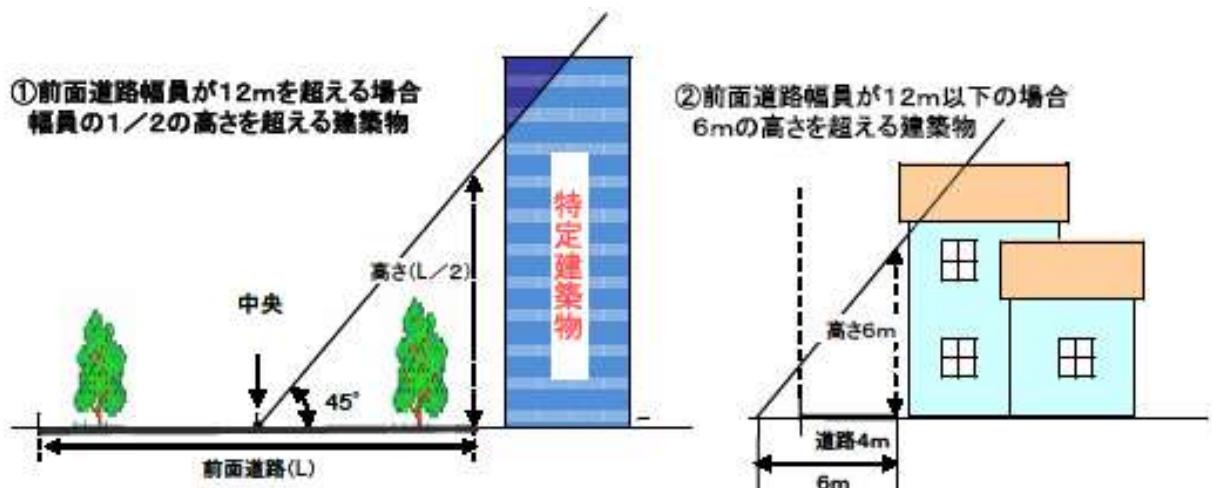
危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
ヘ 導爆線又は導火線	500km
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t
チ その他火薬を使用した火工品	10 t
その他爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類	可燃性固体類 30 t
④ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類 20m <sup>3</sup>
⑤ マッチ	300 マッチトン*
⑥ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2 万 m <sup>3</sup>
⑦ 圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>
⑧ 液化ガス	2,000 t
⑨ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t
⑩ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 t

\*マッチトン：マッチの計量単位で、1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で 7,200 個

避難路沿道建築物は、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物としています。

- ・幅員 12m 以下の場合 6m + 前面道路までの水平距離
- ・幅員 12m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 前面道路までの水平距離

図 2-9 特定建築物となる建築物高さの考え方（避難路沿道建築物）



## ②耐震化の現状

耐震改修促進法に規定する特定建築物は 30 棟あり、昭和 56 年以前建設が 11 棟、昭和 57 年以降建設が 19 棟となっています。これらは全て多数利用建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する建築物）です。また、昭和 56 年以前の建築物のうち 6 棟については、耐震改修済み又は耐震診断により耐震性を確認済みとなっており、多数利用建築物の耐震化率は 83% となっています。

平成 28 (2016) 年度に見直しされた本計画では、平成 30 (2018) 年度までに多数利用建築物の耐震化率を 95% とすることを目標としていました。耐震化率は平成 27 (2015) 年度（前回見直し）の 82% から平成 30 (2018) 年度までに 1 ポイント上昇しています。

表 2-10 町内の特定建築物の棟数

	総数	S56 年以前建設	S57 年以降建設
多数利用建築物	30	11	19
うち公共建築物	14	7	7
うち民間建築物	16	4	12
危険物貯蔵等建築物			
避難路沿道建築物			
合計	30	11	19

表 2-11 多数利用建築物の耐震化状況

総数 a	S57 以降建設棟数 b		S56 以前建設棟数			耐震化率 $(b+d+e)/a$
			耐震診断実施棟数 c	耐震性が確認された棟数 d	耐震改修実施棟数 e	
30	19	11	6	1	5	83%

図 2-10 多数利用建築物の耐震化の状況

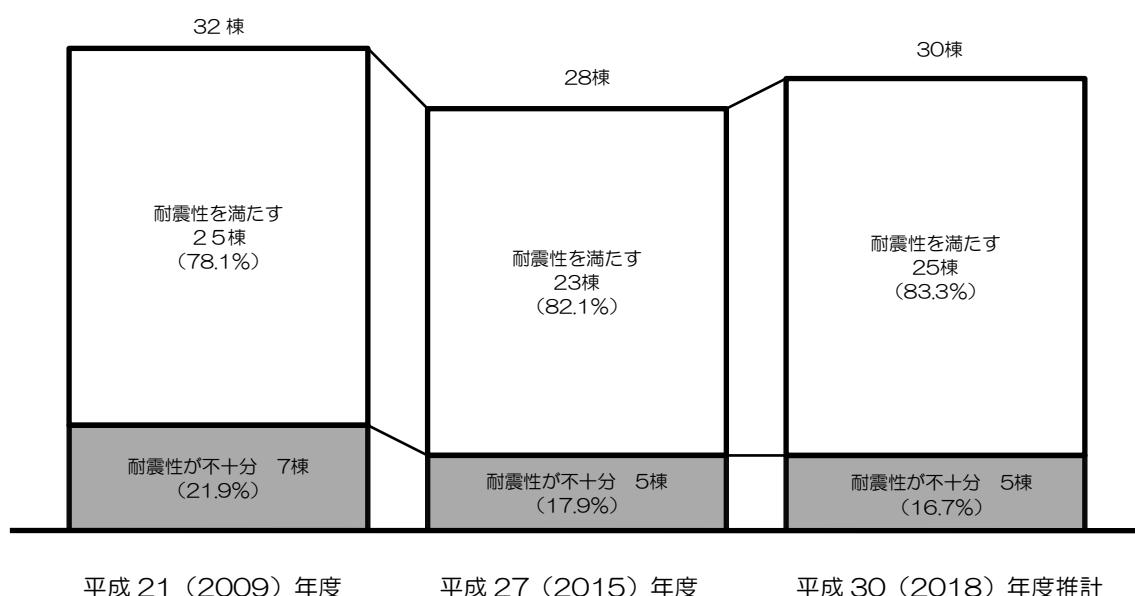


表 2-12 多数利用建築物のうち公共建築物一覧

		施設名称	所在地	面積m <sup>2</sup>	年度	階数	構造	備考
S56 以前	学校※	芽室小学校	麻生町	7,505	S54	3	RC	耐震診断・耐震改修済
		芽室西小学校	新工町	4,212	S50	2	RC	耐震診断・耐震改修済
		芽室中学校	麻生町	6,643	S46	4	RC	耐震診断・耐震改修済
	体育館	総合体育館	柏木町	4,266	S52	2	SRC	耐震診断・耐震改修済
	集会所	ふれあい交流館	曙町	1,243	S37	3	RC	除却予定
		芽室町中央公民館	東町	4,230	S56	3	RC	耐震診断・耐震性有
	事務所	役場庁舎	曙町	3,000	S43	4	RC	耐震診断・耐震改修済
S57 以降	学校	芽室南小学校	新生	2,958	S62	3	SRC	
		上美生小学校	上美生	2,366	S57	2	RC	
		芽室西中学校	高岩	5,584	H2	2	RC	
		上美生中学校	上美生	2,627	H6	2	RC	
	集会所	めむろ駅前プラザ	本町	7,812	H10	5	RC	
	病院	公立芽室病院	五条町	11,511	H2	6	RC	
	福祉施設	保健福祉センター	五条町	2,482	H7	3	RC	

※学校については、体育館を含めた1施設を1棟としています。

注) 蒂広市所有の建築物（蒂広の森）は除きます。

表 2-13 多数利用建築物のうち民間建築物一覧

	用途	面積m <sup>2</sup>	年度	階数	構造	備考
旧耐震	共同住宅	1,201	S53	4	S	
	工場	2,501	S55	4	S	
		3,013	S52	6	S	
		19,064	S45	6	SRC	
新耐震	学校	14,886	H08	3	RC	白樺学園高校
	共同住宅	2,477	H22	6	RC	芽室センターシティ
		1,579	H25	5	RC	コンフォート芽室
	事務所	1,498	H19	3	RC	日本甜菜製糖（株）芽室製糖所
	老人ホーム	1,014	H21	3	S	芽室高齢者介護複合施設
		4,983	H10	4	RC	介護老人保健施設りらく
		5,542	H23	3	RC	けいせい苑
	工場	1,091	H08	5	RC	日本甜菜製糖（株）芽室製糖所
		29,234	H19	4	S	（株）明治 十勝工場
		1,018	H25	3	S	日本甜菜製糖（株）芽室製糖所
	駐車場	2,907	H13	4	S	芽室町商工協同組合立体駐車場
	幼稚園	1,317	H29	2	S	芽室幼稚園

表 2-14 災害対策拠点施設（特定建築物以外）

		施設名称	所在地	面積 m <sup>2</sup>	年度	階数	構造	備考
S56 以前	事務所	とかち広域消防組合 芽室消防署	東町	2,248	S56	2	RC	耐震診断・耐震改修済

注) RC は鉄筋コンクリート造、S は鉄骨造、SRC は鉄骨鉄筋コンクリート造を示します。

### (3) 避難施設の耐震化の現況

耐震改修促進法に規定しないその他の地域防災計画による災害対策拠点施設及び避難施設は 34 棟あり、昭和 56 年以前建設が 21 棟、昭和 57 年以降建設が 13 棟となっています。また、昭和 56 年以前の建築物のうち 4 棟については、耐震改修済み又は耐震診断により耐震性を確認済みとなっており、耐震化率は 50% となっています。

表 2-15 災害対策拠点施設及び避難施設（特定建築物以外）の耐震化状況

総数 a	S57 以降 建設棟数 b		S56 以前建設棟数			耐震化率 $(b+d+e)/a$
			耐震診断実 施棟数 c	耐震性が確 認された棟 数 d	耐震改修実 施棟数 e	
34	13	21	20	3	1	50%

表 2-16 その他地域防災計画による避難施設（特定建築物以外）

		施設名称	所在地	面積 m <sup>2</sup>	年度	階数	構造	耐震性
S56 以前	寄宿舎	芽室町集団研修施設かっこう	美生	1,551	S55	2	RC	○
	福祉施設	芽室町発達支援センター	麻生町	460	S56	1	RC	○
	集会施設	ひばり福祉館	東栄東	430	S49	1	W	×
		かしわ福祉館	大町	460	S53	1	W	×
		愛生町地域福祉館	愛生町	100	S54	1	W	×
		芽室町勤労青少年ホーム	柏木町	624	S53	1	SRC	診断予定
		幸町地域福祉館	幸町	100	S54	1	W	×
		上芽室農業研修センター	上芽室	178	S55	1	W	×
		上美生農村環境改善センター	上美生	1,503	S54	1	RC	○
		上伏古地区生活改善センター	上伏古	277	S51	1	W	×
		西芽室地域福祉館	西芽室	100	S53	1	W	×
		大和福祉館	旭町	330	S51	1	W	×
		東芽室地域福祉館	大成	117	S54	1	W	×
		東地域福祉館	寿町	100	S55	1	W	×
		北明地域福祉館	北明	160	S47	1	W	×
		弥生福祉館	弥生西	365	S52	1	W	×
		雄馬別地域福祉館	雄馬別	116	S48	1	W	×
		中伏古老人憩の家	中伏古	169	S56	1	W	×
		坂の上地域福祉館	坂の上	225	S51	1	W	×
		北伏古地域福祉館	北伏古	275	S45	1	W	×
S57 以降	児童福祉施設	めむろ西子どもセンター	泉町東	817	H24	1	W	
	保育所	めむろてつなん保育所	南が丘	1,431	H15	1	S	
	集会施設	芽室南地区コミュニティセンター	南が丘	811	H14	1	S	
		高岩地域福祉館	高岩	123	S63	1	W	
		渋山地区林業研修センター	渋山	178	S57	1	W	
		祥栄ふれ愛館	祥栄	303	H7	1	W	
		西土狩地域福祉館	西土狩	322	H7	1	W	
		青葉町地域福祉館	青葉西	153	H5	1	W	
		東めむろコミュニティセンター	東めむろ	403	H21	1	W	
		東工産業振興センター	下美生	330	S63	1	W	
		平和地域福祉館	平和	122	S62	1	W	
		芽室西地区コミュニティセンター	睦町	416	H28	1	W	
	体育施設	芽室町健康プラザ	南が丘	2,773	H8	1	S	

注) W は木造、RC は鉄筋コンクリート造、SRC は鉄筋鉄骨コンクリート造、S は鉄骨造を示します。

※木造の施設は、（一財）日本建築防災協会による診断ソフトにより耐震診断を行っています。

#### (4) 町が所有する公共建築物の耐震化の状況

芽室町が所有する公共建築物の耐震化状況をみると、635 棟のうち、昭和 57 年以降建設が 364 棟、また昭和 56 年以前建設のうち耐震診断もしくは耐震改修済みの建築物が 9 棟であるため、耐震化率は 58% となっています。

平成 28 (2016) 年度（前回見直し）の耐震化率 56% から 2 ポイント上昇し、わずかであるものの耐震化率が向上しています。

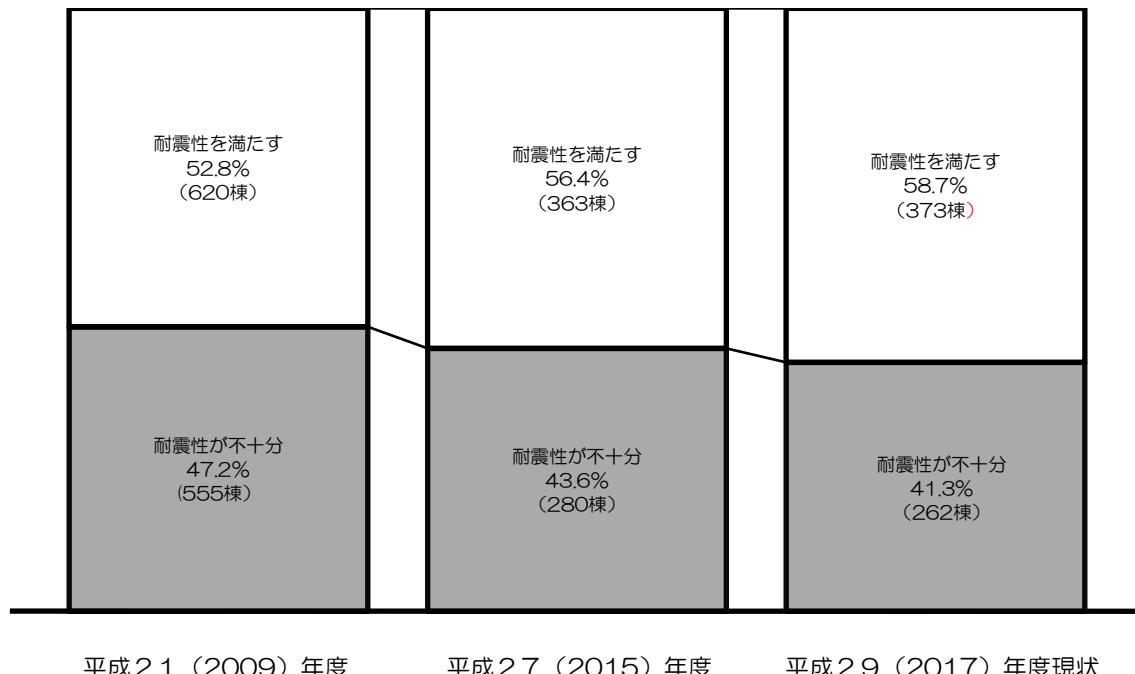
表 2-17 町が所有する公共建築物の耐震化状況 (単位:棟)

		a. S57 以降	b.S56 以前	c.うち耐 震診断・ 改修済み	d.不明	e=a+b+d. 合計	F=(a+c)/e. 耐震化率
学校	小学校関連施設	27	32	2		59	49.2%
	中学校関連施設	24	13	1		37	67.6%
公営住宅等	公営住宅関連施設	66	34			100	66.0%
	特別低家賃住宅関連施設	1	1			2	50.0%
	福祉住宅関連施設	16	18			34	47.1%
本庁舎	役場等		4	1		4	25.0%
その他	その他	230	168	5	1	399	58.9%
合計		364	270	9	1	635	58.7%

注) 関連施設には、物置、浴室、自転車置き場等を含みます。

注) 平成 30 (2018) 年 3 月 31 日の建築物のデータを基に作成しています。

図 2-11 町が所有する公共建築物の耐震化の状況



### 3 平成 38 (2026) 年度を目処とした耐震化の目標設定

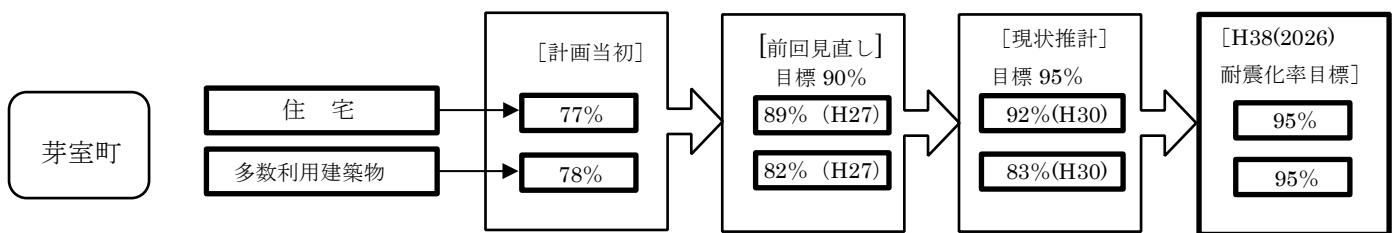
国の基本方針においては、平成 32 (2020) 年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を少なくとも 95%にすることを目標としています。

道においても、国と同様に平成 32 (2020) 年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を少なくとも 95%にすることを目標としています。また「平成 24~25 年度地震被害想定調査結果（北海道）」によると、道内における住宅及び多数利用建築物の耐震化率が 95%になることにより、想定地震に基づく全壊棟数は約 66%※、全半壊棟数は約 58%※減少すると推計されています。

芽室町においては、第 5 期芽室町総合計画との整合性を図り、平成 38 (2026) 年度における住宅・多数利用建築物の目標耐震化率は 95%と定め、より一層の耐震化の促進に取り組みます。

※6 振興局平均：渡島・胆振・日高・十勝・釧路・根室（北海道耐震改修促進計画より）

図 2-12 耐震化率目標の考え方

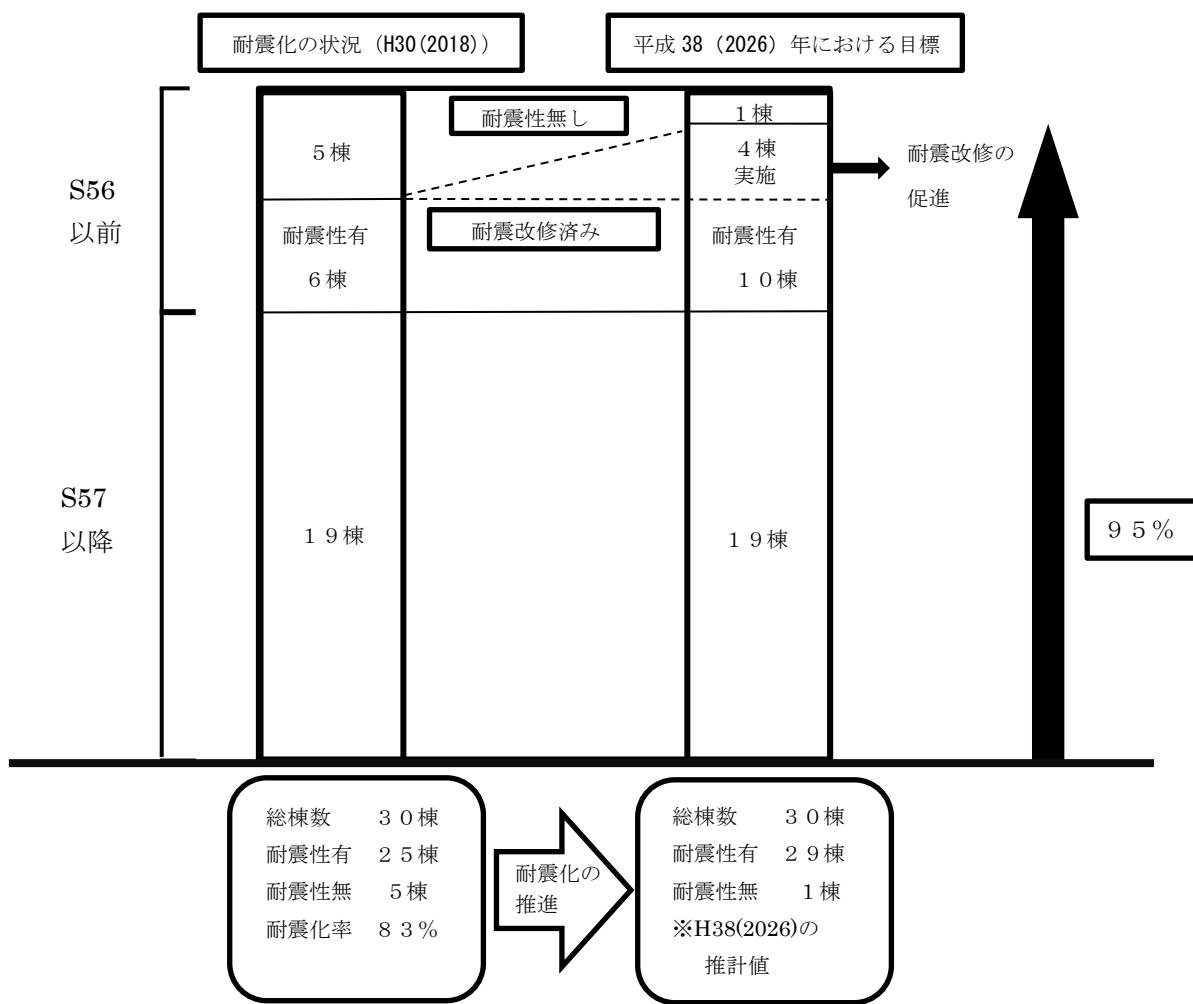


## 4 耐震化に向けた取組方針

### (1) 多数利用建築物における必要耐震改修数

平成 30 (2018) 年度時点の多数利用建築物は 30 棟あり、そのうち公共建築物 1 棟、民間建築物 4 棟の耐震性が不十分となっています。

現時点で耐震化率は 83% であり、耐震性不十分となっている 5 棟のうち 4 棟について平成 38 (2026) 年度までに耐震化されるよう、当該施設所有者に対して耐震化を促します。



## 第3章 耐震化に向けた施策

### 1 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### （1）住宅耐震診断・改修を図るための支援

住宅の耐震化は、一義的には所有者の責務として実施すべきことですが、住宅については、町民生活の基盤としてストック数も多く、また、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断・改修促進を図るため所有者への支援が必要です。

##### ①無料耐震診断の実施

住宅の耐震化を進める上で、まず耐震診断をする必要があります。耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで防災上の意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものです。

耐震診断には、簡易診断、一般診断、精密診断があります。簡易診断は行政や関係機関が一般向けに普及しているものであり、所有者自身が手順に従って診断できる方法です。また、一般診断は通常、建築士・工務店などの専門家が有料で現地調査を行って老朽度や壁量などから必要な耐力を判定するものです。

芽室町では、町民に対して適切な情報提供と耐震化に関する意識啓発を行うことを目的に平成22年から戸建て木造住宅を対象に無料診断業務を実施しています。耐震診断の結果、耐震性に疑義があると判断された所有者等に対しては、（一社）北海道建築設計事務所協会で実施している有料相談やホームページ等による耐震診断技術者情報などの情報提供を行い、より詳細な診断を勧めることとしています。

表 3-1 芽室町戸建て木造住宅無料耐震診断の概要

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"><li>2階建て以下で延べ面積が500平方メートル以下の木造戸建て住宅</li><li>申請者が当該戸建て住宅を所有又は居住していること</li><li>昭和56年以前に建設されたもの</li></ul>
診断方法	<ul style="list-style-type: none"><li>財団法人日本建築防災協会の診断ソフト（一般診断法）を使用</li><li>現地調査は行わず、住宅の状況については図面と申請者からの申告により判断</li><li>診断結果は1週間程度</li></ul>
耐震診断の窓口	<ul style="list-style-type: none"><li>芽室町役場建設都市整備課</li></ul>
必要資料	<ul style="list-style-type: none"><li>住宅の図面（仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様のわかるもの）</li></ul>

## ②住宅の耐震改修に係る費用の補助

北海道では道民の不利益解消を図るとともに、市町村の取り組みを支援するため、平成19(2007)年度より国の社会資本整備総合交付金を活用した市町村に対する耐震改修補助制度を創設しています。

市町村は、国の社会資本整備総合交付金及び北海道の補助事業を活用し、住宅の耐震改修補助を行う場合においては、耐震改修費用にもよりますが、市町村が最低50,000円/件の負担をすることで、国費や北海道費、所得税減税により、所有者の負担軽減が図られる制度です。

芽室町は、社会資本整備総合交付金及び北海道の補助事業を活用し、耐震改修等の補助を行う「芽室町耐震改修等補助制度」を引き続き実施し、住宅の耐震改修促進を図ります。

### 芽室町住宅耐震改修等補助制度

#### (1) 補助対象

##### ア 対象住宅

補助対象として以下の要件が満たされなければなりません。

- ・ 芽室町内の建築物であること。（既存住宅、併用住宅、長屋、共同住宅）
- ・ 既存住宅等で、昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。（倉庫等は含まない）
- ・ 外壁から隣地境界又は、道路境界までの水平距離が住宅等は、7m以内、共同住宅にあたっては、当該建物の高さ以内であること。
- ・ 耐震診断を行った結果、耐震に問題がある物件であること。

上記の件を満たせば、芽室町は、国、北海道と合わせて補助します。

（詳しくは、役場建設都市整備課にお問い合わせください）

##### イ 対象工事

- ・ 現行の耐震基準に適合するための耐震改修工事及び建替え工事であること。
- ・ 耐震診断の結果、耐震性がない住宅の解体工事

##### ウ 所有者に対する補助額

（耐震改修工事及び建替え工事）

- ・ 補助対象経費が20万円未満の場合は当該経費の額とする。
- ・ 補助対象経費が20万円以上200万円未満の場合は20万円とする。
- ・ 補助対象経費が200万円以上300万円未満の場合は当該経費の10%とする。
- ・ 補助対象経費が300万円以上の場合は30万円とする。

（解体工事）

- ・ 工事費が20万円未満の場合は当該経費の額
- ・ 工事費が20万円以上の場合は20万円

## 補助額の例

町民が住宅の耐震改修を行い、芽室町耐震改修補助制度を受けた場合、所有者負担は耐震改修費用に応じて、下表のようになります。

表 3-2 補助額の例

①耐震改修費用	15万円	20万円	30万円	50万円	200万円	250万円	300万円	350万円
町負担	3.75万円	5.0万円	5.0万円	5.0万円	5.0万円	6.25万円	7.5万円	7.5万円
国費	3.75万円	5.0万円	5.0万円	5.0万円	5.0万円	6.25万円	7.5万円	7.5万円
道補助金	7.5万円	10万円	10万円	10万円	10万円	12.5万円	15万円	15万円
②耐震改修等補助制度	15万円 ※1	20万円 ※2	20万円 ※2	20万円 ※2	20万円 ※2	25万円 ※3	30万円 ※3	30万円 ※4
③所得税控除	1.5万円	2万円	3万円	5万円	20万円	25万円 ※5	25万円 ※5	25万円 ※5
④=①—(②+③) 所有者負担	0円 (0%)	0円 (0%)	7万円 (23%)	25万円 (50%)	160万円 (80%)	200万円 (80%)	245万円 (82%)	295万円 (84%)

※1：耐震改修費用が20万円未満のため、補助金は耐震改修費用と同額になります。

※2：耐震改修費用が20万円以上200万円以下の場合、補助金は20万円となります。

※3：耐震改修費用が200万円を超える場合、補助金は耐震改修費用の10%分になります。

※4：耐震改修費用が300万円を超えるため、補助金は上限の30万円となります。

※5：所得税控除は、耐震改修費用250万円が上限のため、その10%の25万円となります。

## ③耐震改修促進税制の周知

耐震改修の促進を図るために平成18(2006)年度から国において税制改正が行われ、耐震改修促進税制が創設され、住宅の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられます。

芽室町では、耐震改修促進税制の申請に必要な証明書を発行しており、町民が耐震改修の実施に伴い、税制等の特例措置を円滑に活用できるようホームページにおける情報提供を行い、普及・啓発に努めます。

### 耐震改修に関する特例措置（平成30（2018）年度時点）

[所得税：適用期限：平成21年1月1日～平成33（2021）年12月31日]

＜平成26年4月1日以降に耐震改修を行った場合＞

個人が、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合には、標準的な工事費用相当額（上限250万円）の10%相当額を所得税額から控除することができる。

[固定資産税：適用期限：平成18年1月1日～平成32（2020）年3月31日]

＜平成25年4月1日以降に耐震改修を行った場合＞

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、現行の耐震基準に適合する50万円超の耐震改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年分の固定資産税額（120m<sup>2</sup>相当部分まで）を1年間（特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年間）1/2に減額

## （2）民間所有多数利用建築物の耐震化を図るための支援

企業が所有する工場等の多数利用建築物の耐震化の促進を図るため、以下の取り組みを進めます。

- ① 企業の耐震化に対する意識向上のための取り組み
- ② 中小企業誘致と連携した支援策の実施
- ③ 国の社会资本整備総合交付金を活用した、大規模建築物耐震診断補助制度の検討
- ④ 小規模な店舗や工場の耐震化の状況把握及び耐震化を図るための支援の検討

（参考）

### 住宅・建築物安全ストック形成事業

#### （1）補助対象

##### ア 対象建築物

- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する多数利用建築物であること。

##### イ 対象事業

- ・ アに規定する対象建築物に係る事業であること。
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に規定する耐震診断資格者が耐震診断を行うこと。

##### ウ 所有者に対する補助額

- ・ 延べ面積が1,000 m<sup>2</sup>以内の部分は2,060円/m<sup>2</sup>以内。
- ・ 延べ面積が1,000 m<sup>2</sup>を超えて2,000 m<sup>2</sup>以内の部分は1,540円/m<sup>2</sup>以内。
- ・ 延べ面積が2,000 m<sup>2</sup>を超える部分は1,030円/m<sup>2</sup>以内。
- ・ 上記により算定した補助対象費用の2/3の額とする。

## （3）総合的な建築物の安全対策の推進

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材の落下などによる人的被害が多く発生しています。

町では、北海道と連携を図り、住宅・建築物の耐震化と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策、敷地の安全対策など、地震時の総合的な安全対策を推進します。

## （4）町所有建築物の計画的な耐震化の促進

平成27（2015）年度に策定された「公共施設総合管理計画」によって、地域集会施設をはじめ、避難所となる公共施設の配置箇所が変わることが想定されています。また、今後避難施設の優先順位の設定など、見直しが行われる予定です。

これらの状況を踏まえながら、避難所となる施設で耐震性を有しないものについては、

優先的に耐震化を行います。

#### (5) 熊本地震・北海道胆振東部地震を踏まえた対応

平成 28 (2016) 年に発生した熊本地震では、震度 7 の地震を 2 度観測し、また、平成 30 (2018) 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震においては震度 7 を観測するなど、これまでの地震とは異なる状況により、多くの住宅や建築物が倒壊等したことから、今後、国などから、今回の地震を踏まえて、住宅や建築物の耐震化に係る新たな知見や対策内容等が示された場合は、これらに基づき、適宜本計画を見直していくこととします。

#### (6) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号において、都道府県は建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項を記載できることとされています。

道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）を地震時に通行を確保すべき道路（以下、「緊急輸送道路」という）として指定しています。

##### 北海道の緊急輸送道路

###### ・第 1 次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

###### ・第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路

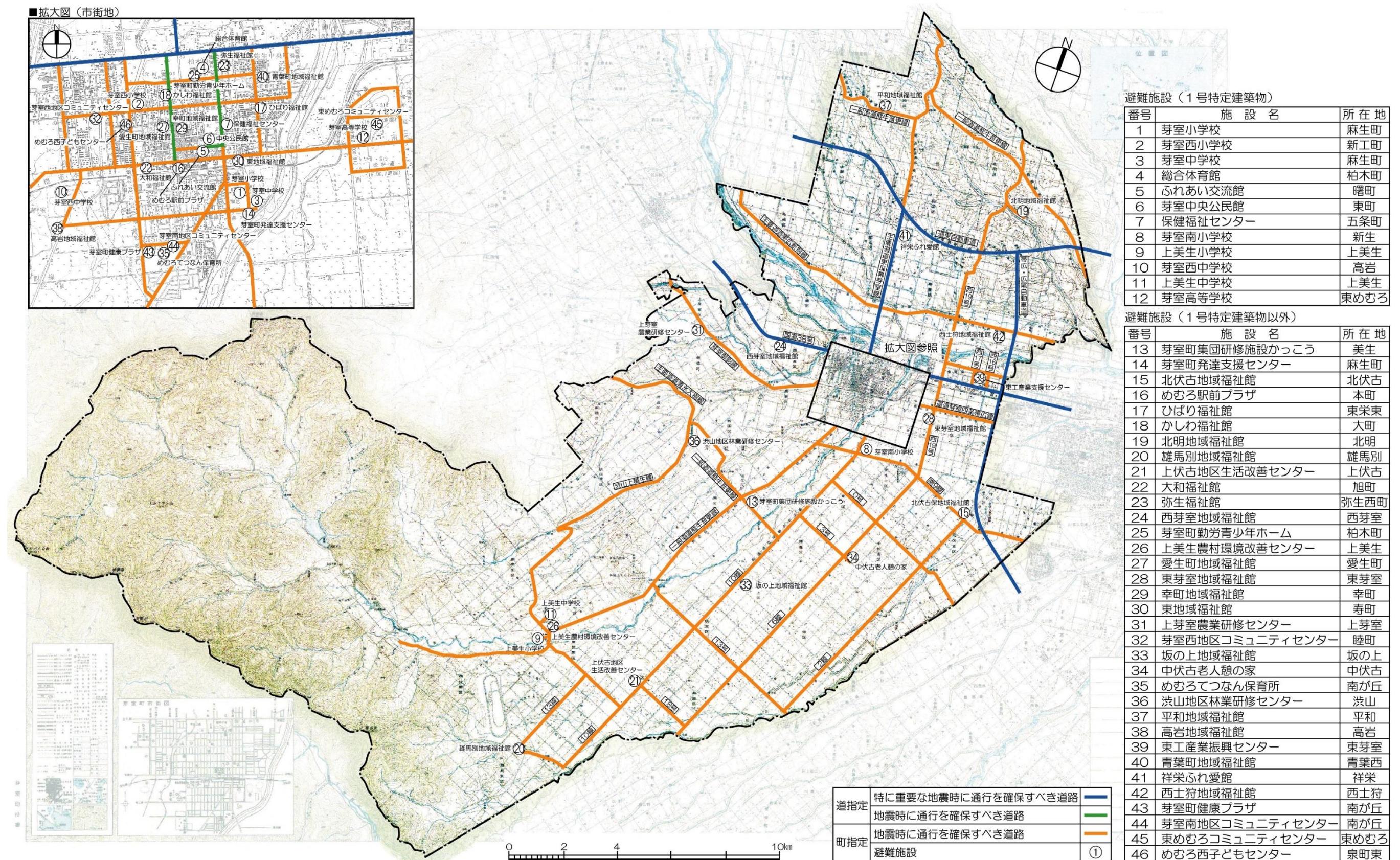
###### ・第 3 次緊急輸送道路

第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

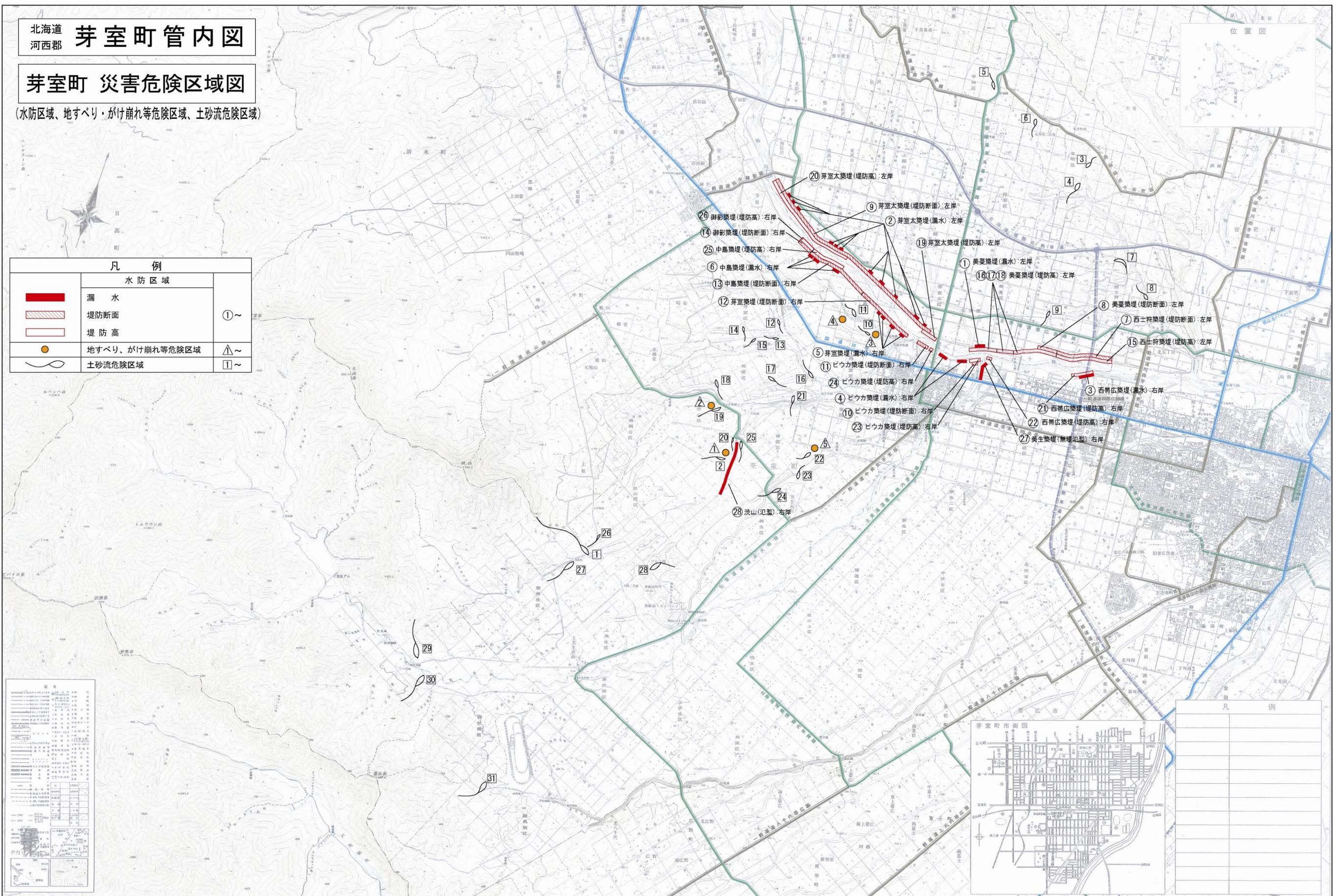
芽室町においては、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 2 号において、図 3-1 のとおり地震時に通行を確保すべき道路として位置づけ、本計画に記載し、住民への周知を図ります。



図 3-1 地震時に通行を確保すべき道路









## 2 啓発及び知識の普及に関する事項

### （1）地震防災マップの作成、公表

一般的に地震被害は次のような概念によって表されます。

地震被害＝誘因〔震度〕×要因〔被害対象の耐震強度×被害対象の分布〕

したがって、地震動が同じであっても被害対象の耐震強度と被害対象の相違により、都市間はもとより地域、地区間で被害の態様は異なってきます。これらの素因についての現状を整理し、都市の地震災害に対する危険性を表したもののが地震防災マップです。

住宅・建築物の耐震化や密集市街地の延焼防止など地震対策を推進するためには、その地域において発生のおそれのある地震やそれによる被害等の可能性を地図上に示して住民に伝えることにより、意識の啓発を図ることが重要です。

芽室町は、こうした地震に関するマップの活用により、まちづくりや公共施設の配置計画の検討、地域における地震予防対策の検討をより適切、詳細に行うことが可能となることから、地震防災マップの作成・公表を行うこととします。

地震防災マップには、想定地震による「揺れやすさマップ」、揺れやすさマップを基に建築物や人口、世帯など社会的なデータを併せることにより被害を想定する「危険度マップ」、地域の避難施設や避難経路などを示した「避難マップ」等から構成されます。

#### （揺れやすさマップ）

地震が発生した場合にはまず、各地の揺れの強さ（震度）が情報として気象庁から発表されますが、この震度は被害と密接に関わることから、あらかじめ住民に対して震度についての情報を提供することによって、住民の防災意識の高揚が図られるものと考えられます。さらに、自らの居住地をマップにおいて明確に認識できることで、地震時の危険性を実感できるものです。

地震の揺れは、

- ① 震源断層で破壊が起こり、
- ② その破壊のエネルギーが地震波となって揺れが地下の岩盤を通じて地表面付近の層に伝わり、
- ③ 表層地盤によって揺れが増幅され地表に伝わるものです。

揺れの大きさは、

- ④ 震源断層から地表面付近までは、概ね震源断層からの距離に応じて減衰します。
- ⑤ 表層地盤では揺れの増幅の仕方が表層地盤の性状によってかなり異なります。一般的には、表層地盤が軟らかければ揺れは増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向があります。
- ⑥ 地形が大きく変化するような場所では、数十メートル離れただけでも揺れが大きく変わることがあります。

ここでいう「揺れやすさマップ」とは、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域の揺れやすさを震度として評価し、住民自らがその居住地を認識可能な縮尺で詳細に表現したものです。

### （危険度マップ）

「揺れやすさマップ」をもとに、地域の被害を推定してその結果を危険度マップなど視覚的に表現することが有用です。危険度評価を行うことにより、被害対象別、地域別に被害の定量把握が可能となり、現実的な防災計画の目標設定と具体的かつ効果的な防災対策に結びつけられます。

危険度評価項目は地震動、液状化、建物、出火、延焼、人的、道路、ライフラインなど地域の実情に応じて設定すべきです。また、危険度マップも揺れやすさマップと同様に住民自らがその居住地を認識可能な縮尺で詳細に表現する必要があります。

### （2）相談体制及び情報提供の充実

悪質なリフォーム詐欺による被害が社会問題化するなど住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっています。特に「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適切か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要があります。

このため、芽室町では、平成22（2010）年度から耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置しています。この相談窓口は耐震診断、改修に係る相談窓口のみならず、住宅に関する一般的な相談やリフォームに関する相談など総合的な相談体制を図っています。

今後も引き続き、町民の住宅・建築物の相談に対して適切に対応するとともに、広報誌等により耐震診断や耐震改修に関する情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

### （3）消費者向けパンフレット等の作成・配布

建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知する必要があります。

芽室町は、当計画の概要版を作成し、住民へ全戸配布することとします。概要版には、耐震診断・改修の必要性、耐震診断・改修をする場合の流れ（相談、診断、補助制度等）、地震防災マップ等を盛り込みます。

また、既に北海道が作成している資料等を配布し、住民への周知を推進します。

### 3 所管行政庁との連携

#### （1）耐震改修促進法に基づく指導等

平成 25 年の耐震改修促進法の改正では第 16 条において、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されることとなりました。

このため、所管行政庁（北海道）は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるとときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、所管行政庁（北海道）は、特定建築物所有者等に対する措置として、以下の指導等を段階的に行います。さらに正当な理由なく所有者が指示に従わないときは、その旨を公表します。

芽室町は、北海道と連携し、特定建築物等の耐震化の促進を推進します。

表 3-3 耐震改修促進法に基づく特定行政庁の指導等

##### ■対象

###### 【指導・助言対象】

- ・幼稚園・保育所：2階・500 m<sup>2</sup>以上
- ・小・中学校：2階・1,000 m<sup>2</sup>以上
- ・老人ホーム等：2階・1,000 m<sup>2</sup>以上
- ・一般体育館：1,000 m<sup>2</sup>以上（階数要件なし）
- ・その他の多数利用建築物：3階・1,000 m<sup>2</sup>以上
- ・道路閉塞させる住宅・建築物
- ・危険物を取り扱う建築物

###### 【指示対象】

- ・幼稚園・保育所：2階・750 m<sup>2</sup>以上
- ・小・中学校：2階・1,500 m<sup>2</sup>以上
- ・老人ホーム等：2階・2,000 m<sup>2</sup>以上
- ・一般体育館：2,000 m<sup>2</sup>以上（階数要件なし）
- ・その他の多数利用建築物：3階・2,000 m<sup>2</sup>以上
- ・危険物を取り扱う建築物：500 m<sup>2</sup>以上

##### ■公表の方法

正当な理由がなく指示に従わなかった場合には、社会的責任を果たさなかったものとして、所管行政庁はその旨を公表する。

公表の方法としては、所管行政庁のホームページによる公表を基本とし、必要に応じて広報への掲載、庁舎前の掲示板などを活用し、公表を行い、その利用者や周辺の住民に対してその危険性を明らかにする。

## （2）建築基準法に基づく勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁（北海道）は建築基準法に基づく勧告や命令を行うことがあります。

建築基準法に基づく勧告又は命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を行うことができます。

また、損傷・腐食及びその他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。

## （3）所管行政庁との連携

北海道では、平成18（2006）年3月に、道、市町村及び建築関係団体が住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置、定期的に開催しています。

会議では、目標の進捗管理や施策に対する連系方策、市町村や建築関係団体等の取組みを連絡協議しています。

芽室町においても、積極的に会議に出席し、他の市町村や建築関係団体との連携を図り、建築物等の総合的な地震対策を推進します。



# 芽室町耐震改修促進計画

発 行 北海道芽室町

発行日 平成31年3月

ホームページアドレス  
<http://www.memuro.net/>

